

那珂川下流部不法係留船対策 に係る計画

令和 3 年 3 月

国土交通省関東地方整備局
茨城県

目次

1. 那珂川下流部不法係留船対策に係る計画の策定	3
1.1. 不法係留船対策に係る計画の目的	3
1.2. 不法係留船等対策の進め方	3
1.3. 不法係留船対策に係る計画の策定手続	3
2. 那珂川下流部不法係留船対策に係る計画の基本方針	4
2.1. 計画の対象区域	4
2.2. 那珂川下流部における係留船舶の現状	4
2.3. 基本方針	6
3. 実施区間の設定等	8
3.1. 実施区間の設定に係る年次計画	8
3.2. 実施区間における強制的な撤去措置に係る年次計画	9
3.3. 実施区間における不法係留船等の強制撤去	9

1. 那珂川下流部不法係留船対策に係る計画の策定

1.1. 不法係留船対策に係る計画の目的

本計画は、那珂川下流部における無秩序な係留環境の適正化を図ることにより、現状での活発な水面利用を尊重しつつ、自然環境と調和のとれた、安全で快適な河川利用を推進するために策定するものであり、もって、水面の安全かつ快適な利用及び流水面特有の環境機能の維持・増進を図ることを目的とする。

1.2. 不法係留船等対策の進め方

平成 25 年 5 月に国土交通省及び水産庁は、「プレジャーボートの適正管理及び利用環境改善のための総合的対策に関する推進計画」を策定し、平成 25 年度からの 10 年間で河川、港湾及び漁港の三水域における放置艇をゼロ隻とすることを目標に掲げ、河川では、放置艇の撤去を一層強化することとしたところである。

また、那珂川河川整備計画（令和 2 年 9 月変更）では、「那珂川における不法係留船や不法係留施設は、洪水時に流失することにより河川管理施設等の損傷の原因となったり、河川工事において支障となるばかりでなく、河川の景観を損ねる等、河川管理上の支障となっているため、不法係留船、不法係留施設に対する対策を地方公共団体、地域住民、水面利用者等と連携して推進していく。具体的には、既存マリーナへの誘導、行政代執行による強制排除等を実施し、秩序ある水面利用を図る」こととなっている。

那珂川における不法係留船対策については、「計画的な不法係留船対策の促進について」（平成 10 年 2 月 12 日建設省河川局長通達）を踏まえ、不法係留船対策に係る計画を策定し、計画的に不法係留船対策を促進していくこととする。

1.3. 不法係留船対策に係る計画の策定手続

不法係留船対策に係る計画の策定に当たっては、河川管理者と沿川の地方公共団体及び学識経験者等が一体となって共通の目標を設定することが必要である。

このことから、学識者、茨城県、沿川の地方公共団体、警察、海上保安庁、水面利用に係わる各種団体の代表者及び国土交通省で構成する「那珂川・久慈川水面利用協議会那珂川下流部会」での協議を通じて、河川管理者が本計画を策定するものである。

2. 那珂川下流部不法係留船対策に係る計画の基本方針

2.1. 計画の対象区域

本計画の対象区域は、那珂川、涸沼川、中丸川における特に不法係留船の問題が顕在化している範囲（以下、那珂川下流部という。）とし、那珂川本川は下流部、涸沼川は那珂川合流点から涸沼下流端まで、中丸川は那珂川合流点からひたちなか海浜鉄道湊線の鉄道橋までとする。

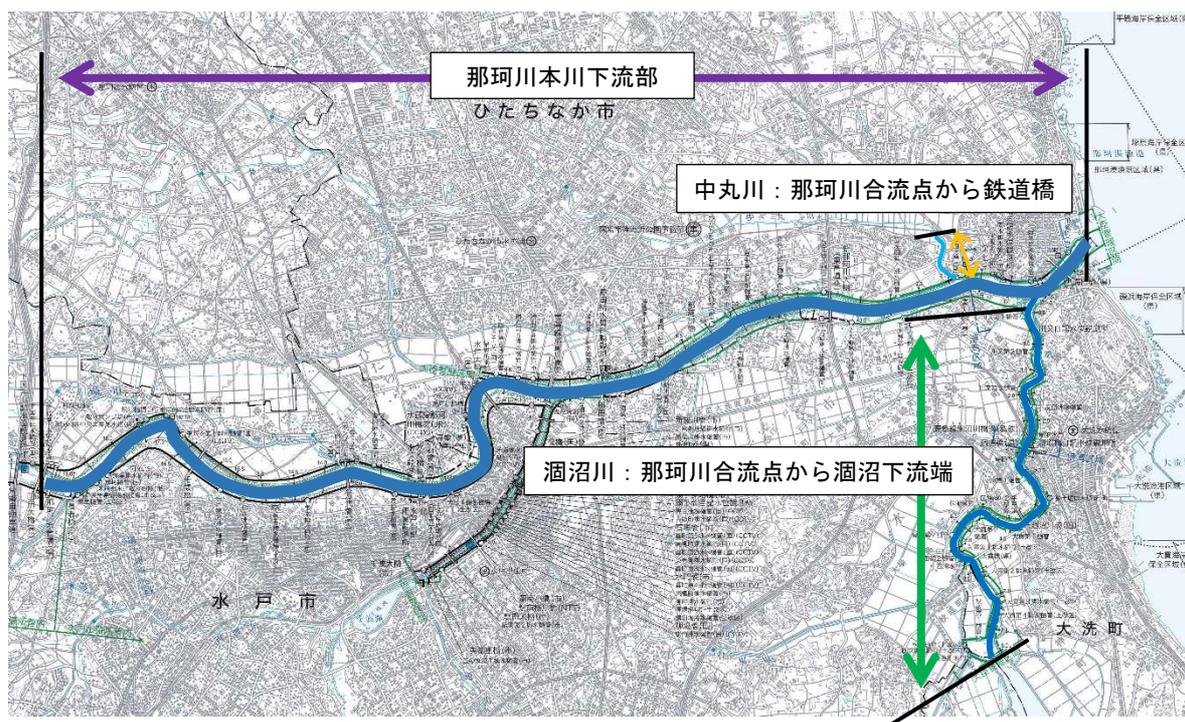


図 1 対象区域

2.2. 那珂川下流部における係留船舶の現状

平成 30 年 10 月調査において、那珂川下流部における係留等船舶は合計 742 隻であり、そのうち不法係留船舶は合計 695 隻であった。不法係留船舶の種別は、那珂川・中丸川・涸沼川いずれも漁船が最も多く、那珂川本川下流部で 280 隻、那珂川支川の中丸川(那珂川合流点～ひたちなか海浜鉄道湊線)で 37 隻、涸沼川(那珂川合流点～涸沼下流端)で 190 隻、漁船の計は 507 隻あった。次いで、プレジャーボート計 159 隻、遊漁船計 25 隻、その他計 4 隻(カヌー一等)という順であった。平成 29 年 10 月調査の 645 隻から、50 隻増加している。

表 1 不法係留船隻数

H30.10	漁船	遊漁船	プレジャー	その他	合計
那珂川	280	17	49	3	349
中丸川	37	0	3	1	41
涸沼川	190	8	107	0	305
合計	507	25	159	4	695

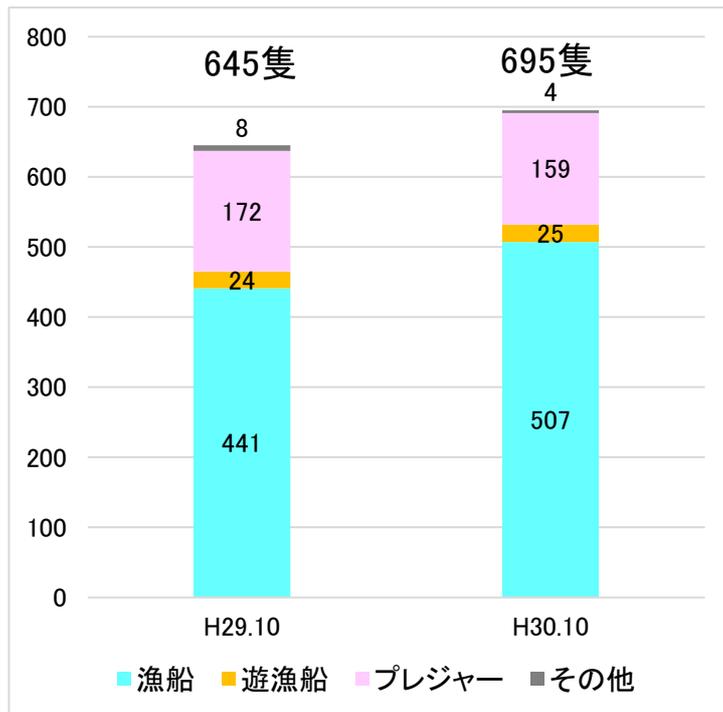


図 2 那珂川下流部の不法係留船舶数の推移

那珂川 調査日：H30. 10/23～10/24
 合計 **349 隻**（漁船 280 隻、プレジャー 49 隻、遊漁船 17 隻、その他 3 隻）



図 3 那珂川下流部の不法係留船舶の位置

2.3. 基本方針

那珂川下流部においては、プレジャー目的の水面利用が活発化するにつれて、プレジャーボートの不法係留が散在し、漁業や地域住民等の河川利用に支障となっている。

そのため、那珂川下流部の不法係留船対策に当たっては、生業船（漁船及び遊漁船）とプレジャーボートを峻別し、以下の取扱い方針により、生業船（漁船及び遊漁船）は占用許可を認めるとともに、プレジャーボートは既存の適正な船舶保管施設への移動を促すこととする。

対策の実施にあたっては実施区間を設定して強制的な撤去措置を実施するとともに、適切な指導を行うこととする。

また、那珂川下流部周辺における船舶保管施設の管理者等と連携し、船舶の受け入れ施設として活用を図ると共に、地方公共団体・関係団体と連携して、プレジャーボートの所有者に対して処分場や処分方法の指導・周知・啓発を行い、新たな沈船や廃船の発生を未然に防止することとする。

秩序ある係留環境の実現へ向け、河川管理者と地方公共団体・関係団体が協力・連携を図り、不法係留船対策を実施していくこととする。

基本方針の概要

- 生業船（漁船及び遊漁船）は占用許可、プレジャーボートは既存の適正な係留施設へ移動
- 実施区間において、強制的な撤去措置を実施
- 那珂川下流部周辺における既存の船舶保管施設と連携
- 地方公共団体・関係団体と連携し、沈船や廃船の発生を未然に防止

(1) 生業船（漁船及び遊漁船）の取扱い方針

① 漁船及び遊漁船については、以下の方針に基づき占用許可を認めることとする。

【表1】

種別	生業船（漁船及び遊漁船）の許可方針
漁船	<ul style="list-style-type: none">・ 船舶については、新規占用許可の対象とする。・ 占用許可の対象は、漁船登録を行い、必要な法定点検を受けている船舶とし、那珂川第一漁協、大湊沼漁協、大洗町漁協、那珂湊漁協に加入している者とする。・ 基準日（※）以前から漁業をなしている船舶とし、基準日以降の船舶は占用許可の対象としない。ただし、漁業の担い手の確保のために必要な船舶については、この限りではない。・ 船舶の更新及び地位の承継については認める。・ 占用主体は漁業協同組合とし、個人の占用許可は認めない。

遊漁船	<ul style="list-style-type: none"> ・船舶については、新規占用許可の対象とする。 ・占用許可の対象は、船舶登録を行い、必要な法定点検を受けている船舶とし、遊漁船業の適正化に関する法律第3条の規定による遊漁船業者の登録を受けているものとする。 ・基準日（※）以前から遊漁船業を営んでいる船舶とし、基準日以降の船舶は占用許可の対象としない。 ・船舶の更新及び地位の承継については認める。 ・占用主体は、遊漁船業者とする。
-----	--

（※）基準日とは、那珂川下流部不法係留船対策に係る計画の公告日とする。

②係留施設については、以下の方針に基づき占用許可を認めることとする。

【表2】

係留施設の許可方針
<ul style="list-style-type: none"> ・新規占用許可の対象となる係留施設は、①に適合する船舶を係留するための必要最小限の範囲のものとする。 ・係留施設の設置場所は、治水上、利水上、河川環境上支障のない箇所に限るとともに、できる限り集約化を図ることとする。 ・既に占用許可を受けている釣り船等の乗降用栈橋は、係留施設として船舶と一体で許可する。 ・占用主体は①で定める漁業協同組合又は遊漁船業者とし、占用許可を受けた係留施設は占用主体が適正に管理する。

(2) プレジャーボートの取扱い方針

プレジャーボート（(1)により占用許可を認める船舶以外をいう。以下、同じ。）については、地方公共団体・関係団体と連携の上、行政指導により既存の適正な船舶保管施設への移動を促すこととし、河川内での係留や保管は認めない。

なお、那珂川下流部の河口から1.5km周辺には、船舶保管施設が5施設あり、平成30年9月時点で197隻の収容余力（空き）が確認されているため、これらの施設管理者等と連携し、受け入れ施設として活用を図ることとする。既設の船舶保管施設に収容余力があることから、暫定係留施設は整備しない。

令和5年度にプレジャーボートの不法係留を解消する。

3. 実施区間の設定等

3.1. 実施区間の設定に係る年次計画

計画対象区域のうち、重点的に強制的な撤去措置を執る必要があると認められる河川の区域を「実施区間」に位置づけることとする。実施区間を設定した場合は、その区域及び内容を、地方公共団体の広報への掲載や現地看板の設置等により周知する。

実施区間の設定に係る年次計画

令和2年度 水戸市第1期地区

令和3年度 ひたちなか市第1期地区

令和4年度以降 計画対象区域における上記以外の範囲については、不法係留の状況やその隻数、河川改修の予定等をふまえ、順次設定

※ 上記年次計画は、不法係留船対策のために実施区間を設定する年次を示したものであり、築堤事業の実施年次とは異なる。

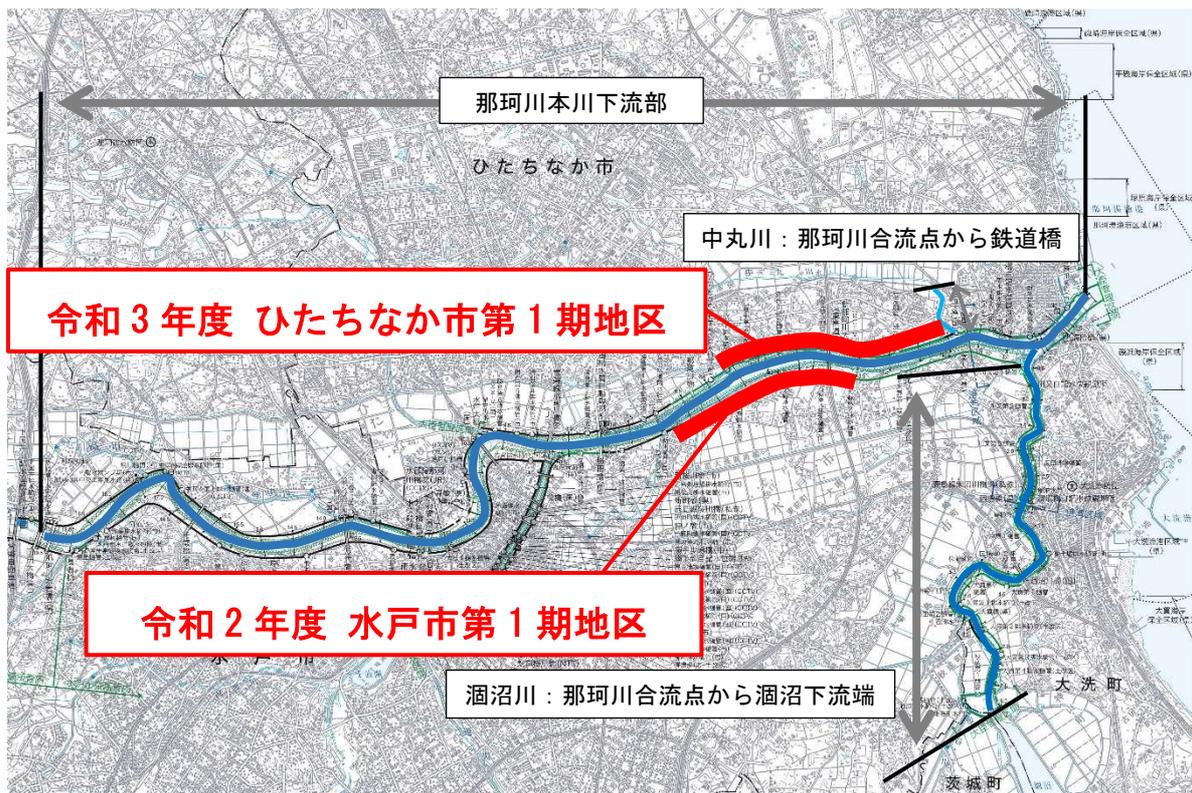


図4 計画の対象区域における実施区間（R2年度、R3年度）

3.2. 実施区間における強制的な撤去措置に係る年次計画

実施区間における不法係留船については、行政指導により既存の適正な船舶保管施設への移動を促すとともに、是正されないものに対しては強制的な撤去措置を行うこととする。強制的な撤去措置を効率的に行うため、那珂川本川、涸沼川及び中丸川の間の移動や再係留に注意しながら、不法係留の状況やその隻数を勘案し一定範囲ごとに撤去措置を実施する。

水戸市第1期地区内においては、令和2年度から強制的な撤去措置を実施する。水戸市第1期地区内における撤去措置の実施状況をふまえ、令和3年度から、ひたちなか市第1期地区等において強制的な撤去措置を実施する。

3.3. 実施区間における不法係留船等の強制撤去

実施区間の不法係留船舶及び不法係留施設については、積極的に行政指導・行政代執行等の措置を講ずることとなっている。不法係留船等は、地方公共団体や関係団体と連携の上、既存の適正な船舶保管施設への移動を促す等の撤去指導を行う。撤去指導に従わない場合等は、地方公共団体等の関係機関と連絡調整を図りながら、所有者不明の船舶等は簡易代執行等により、また、所有者が判明している船舶等については行政代執行により、それぞれ強制的に撤去する。代執行及び処分等に要した費用は所有者に請求するとともに、特に悪質な不法行為者に対しては刑事告発を行っていく。

